

行政改革の第2章へ 第2次推進プランを策定

市では、「行政改革推進市民会議」から提出された「提言」をもとに、「第2次行政改革推進プラン」を策定しました。このプランは、平成24年度を目標年度とした行政改革の取り組みを定めたもので、これにより財政の安定化を図っていきま

市では、平成17年に策定した行政改革推進プランなどにより、公共施設の効率的な運営や指定管理者制度の活用、補助金などの削減、職員定数の削減や、特別職の給料と職員の手当の削減などを進めてきました。また、小中学校の校舎・体育館の耐震化と子育て支援や健康施策の充実など、重要な課題に対して財源を確保し、将来の発展に向けた事

業を進めています。このたび策定した「第2次行政改革推進プラン」は、パブリックコメントによる市民の皆さんのご意見を踏まえて策定し、計画期間を平成22年度から24年度までとしています。このプランでは、地方自治体を取り巻くさまざまな社会情勢を踏まえ、「協働のまちづくりの推進」や「環境共生の取組」「健全財政の確立と効率的・効果的な行政運営」

情報を共有して 協働のまちづくりを 市民と行政が互いに連携し



満開の桜が咲く小学校の入学式(4月6日、五日市小学校)

子ども手当を支給します

次代の社会を担う子どもを育ちを支援するため、これまでの児童手当に代わり、中学校修了前までの子どもを対象に「子ども手当」を4月分から支給します。平成23年度以降は、国で再検討しますので、詳細が決まり次第お知らせします。対象 市内に住民登録のある中学3年生修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの子どもを養育している方
手当額 子ども1人につき月額1万3000円
支払い 6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
申請方法 児童手当を受けている方は申請不要です。ただし、中学2年生と3年生がいる世帯の方は、「額改定請求書」の提出が必要です。児童手当を受けていない方は、「認定請求書」の提出が必要です。
*現在、中学2年生と3年生以上の子どももしいない世帯の方
*所得限度額を超えて該当

基本方針	取り組みの概要
協働のまちづくりの推進	・協働のまちづくりのあり方の構築...市民と行政の役割と責務を明確にし、協働のあり方を構築します。 ・市政情報の共有化...市が保有する情報を積極的に市民に提供します。
環境共生の取組	・「郷土の恵みの森構想」の推進...地域の意見を伺いながら、地域特性に応じた取り組みを推進します。また、ボランティアによる森林サポートレンジャーを組織し、地域との協働による森づくりを進めます。 ・エコ活動の推進...市職員がいる27の公共施設で、エコ活動に取り組みます。
健全財政の確立	・財政運営の対応(経常収支比率)...平成23年度における経常収支比率の数値目標を99%として縮減を進めます。 ・進出企業に対する奨励措置制度の導入...秋川高校跡地などへ企業を誘致し、産業の振興や雇用の促進、市税の増収を図るため、進出企業に対する奨励措置制度の導入を検討します。
効率的・効果的な行政運営	・寄附を活用したまちづくり...寄附賛同者の信頼を高め、持続的に寄附が募れるよう制度を充実します。 ・保育園の民営化...東秋留保育園と西秋留保育園で、平成23年度からの民営化に向けた取り組みを進めます。 ・施設コストなどの公表...施設の維持管理や運営コストなどの状況を積極的に情報提供し、効率的な管理運営を進めます。
人材育成と組織管理	・市営住宅の整備...「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、未整備の9団地を1箇所に統合し、高齢者に配慮した整備を進めます。 ・人材育成基本方針の策定...人事配置・人事管理などの総合的な人材育成に取り組みます。 ・定員管理の適正化...年齢構成の平準化に努め、計画的な職員採用と人事配置を進めます。

「人材育成と組織管理」という基本方針と、これに基づく59の改革の推進項目(主な取り組みは、表のとおり)を定めています。第2次行政改革推進プランの閲覧場所 市ホームページ、情報公開コーナー(市役所4階)、企画政策課、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市民の皆さんからいただいた意見と、それに対する市の考え方も閲覧できます。
問合せ 企画政策課

4月15日号の主な記事

- 新校長・副校長の紹介... 2面
- オープンガーデン公開... 3面
- 22年度の市の予算... 4面・5面
- 5月の市民相談・健康相談... 8面

世帯と人口

平成22年4月1日現在
世帯 32,826世帯
人口 81,739人(前月比 47人減)
男 40,916人
女 40,823人

申請に必要なのは、健康保険証(申請者本人のもの)のコピー、預金通帳、必要書類があります。申請期間 9月30日(木)まで(出生、転入の方はその日から15日以内)決定(認定)新規申請し、支給決定された方には、「認定通知書」を送付します。児童手当から引き続き支給決定された方には、「認定通知書」を送付し、6月に現況届を提出していただきます。申請・問合せ 子育て支援課・子育て支援係、五日市出張所(申請のみ)